

## 生活支援サービス契約書

事業者 社会福祉法人こうほうえん（以下「甲」という）と入居者 ○○ ○○（以下「乙」という）とは、コーシャハイム向原7号棟（サービス付き高齢者向け住宅）（以下「本物件」という）における乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

### 第1条（契約の目的）

甲は、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できるよう、乙に対し、サービス付き高齢者向け住宅における基本サービス（必須サービス）を提供するとともに、乙の希望に応じて、その他のサービス（選択サービス）を提供することを約し、乙は、その対価として第4条に定めるサービス料金を甲に支払うことを約します。

### 第2条（生活支援サービスの内容）

甲が乙に提供する生活支援サービスの内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書（以下「重要事項説明書」という）に記載します。

### 第3条（サービス提供の記録）

- 1 甲は、乙の希望により提供する選択サービスについては、月毎にその提供の実績を翌月10日までに、乙に対し書面により提示し、確認を受けることとします。
- 2 甲は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の規定に基づき、サービスの提供に関する諸記録を作成し、各事業年度終了後2年間保存します。
- 3 乙は、甲において、乙に関する前項の諸記録を閲覧できます。

### 第4条（サービス料金等）

- 1 基本サービス（状況把握、生活相談、緊急時対応）の料金は、お1人入居の場合は月額金 33,000円（税込）、お2人入居の場合は月額金 49,500円（税込） とし、1か月に満たない期間のサービス料金については、1か月を30日として日割計算した額とします。
- 2 選択サービスの料金については、重要事項説明書に記載した料金を基に月単位で計算します。
- 3 消費税法等の税法の制定又は改廃により、税率等の改定があった場合には、消費税額等は改定日からその改定に基づく額に変更します。

### 第5条（サービス料金の変更）

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

### 第6条（サービス料金の支払）

- 1 第4条第1項に定める基本サービスの料金について、甲は翌月利用分の請求書を当月15日までに明細を付して乙に請求し、乙は当月27日までに甲へ口座振替の方法で支払います。

- 2 第4条第2項に定める選択サービスの料金について、甲は請求書に前月利用分の請求書を当月15日までに明細を付して乙に請求し、乙は、当月27日までに甲へ口座振替の方法で支払います。
- 3 なお、乙が月途中で本契約を解除した場合、基本サービスの料金は1か月を30日として日割り計算の方法により甲が精算します。
- 4 甲は、乙から料金の支払を受けたときは、乙に領収書を発行します。

#### 第7条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、本契約成立の日から2年とします。ただし、事由の如何を問わず本物件における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も終了します。
- 2 契約期間満了日の30日前までに、乙または乙の代理人から書面による契約解除の申し出がない場合、本契約は自動更新され、更新後の契約期間は2年とします。

#### 第8条（事業者からの契約解除）

- 1 甲は、乙の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。
- 2 前項の場合、事業者は次の手続を行います。
  - ①一定の観察期間をおくこと。
  - ②主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。
  - ③契約解除の通告について30日の予告期間をおくこと。
  - ④前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。
- 3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合において、乙に対し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除することがあります。

#### 第9条（利用者からの中途解約）

- 1 乙は、次のいずれかに該当する場合には、甲に対して少なくとも1月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。
  - (1) 療養、老人ホームへの入所その他のやむを得ない事情により、乙が本物件に居住することが困難となったとき。
  - (2) 親族と同居するため、乙が本物件に居住する必要がなくなったとき。
  - (3) 甲が高齢者住まい法第68条の規定による命令に違反したとき。
- 2 乙は、前項各号に該当しない場合にあっては、甲に対して少なくとも6月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

#### 第10条（秘密保持）

- 1 甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- 2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を

得るものとしします。

- 3 入居者及びその家族等の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）を遵守します。

#### 第11条（緊急時の対応等）

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

#### 第12条（賠償責任）

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

#### 第13条（相談・苦情対応）

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービスに係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

#### 第14条（重要事項説明確認）

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

#### 第15条（連帯保証人）

- 1 連帯保証人（以下「丙」という。）は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとしします。本契約が更新された場合においても、同様とします。
- 2 前項の丙の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 3 丙が負担する債務の元本は、乙又は丙が死亡したときに、確定するものとしします。
- 4 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、生活支援サービス費の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。
- 5 丙は、本契約締結時の住所・電話番号を変更したときは、直ちにその旨を、甲に届けるものとしします。

#### 第16条（本契約に定めのない事項）

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとしします。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定めます。

#### 第17条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

前記の契約を証するため、甲及び乙は本契約を締結し、また甲及び丙は上記のとおり乙の債務

について保証契約を締結したことを証するため、本契約書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

事業者（甲）

<住 所> 鳥取県境港市誠道町 2083 番地

<氏 名> 社会福祉法人こうほうえん 理事長 廣江 晃

印



入居者（乙）

<住 所>

<氏 名>

印

連帯保証人（丙）

<住 所>

<氏 名>

印

<極度額> 基本サービス費(税別)の18カ月相当分

〇〇, 〇〇〇 円

